

1 近時の主な法改正等

(1) 介護保険制度の見直し（～平成29年度）

近年、国においては、地域包括ケアシステムの構築・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、制度の見直しを行ってきました。

第6期計画の策定年度である、平成26年（2014年）には、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われました。

また、第7期計画の策定年度である、平成29年（2017年）には、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

(2) 高齢社会対策大綱

高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年（2018年）2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定されました。本大綱は、「高齢者を支える」とともに、意欲ある高齢者の能力発揮を可能にする社会環境を整え、また、高齢者のみならず若年層も含め、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境を作ることを目的としています。

基本的な考え方として、（1）年齢による画一化を見直し、全ての年代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できるエイジレス社会を目指すこと（2）地域における生活基盤を整備し、人生のどの段階でも高齢期の暮らしを具体的に描ける地域コミュニティを作ること（3）技術革新の成果が可能にする新しい高齢社会対策を志向すること が示されています。

(3) 認知症施策推進大綱

令和元年（2019年）6月18日には、「認知症施策推進大綱」が閣議決定されました。認知症の人は、平成30年には全国で500万人を超え、65歳以上の高齢者の約7人に1人が認知症であると見込まれています。

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくというのが、「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方です。

「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる。また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

認知症施策は、5つの柱に沿って進めていくとされています。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

(4) 社会福祉法の改正

令和2年（2020年）6月5日、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このうち、社会福祉法の改正については、地域における複雑かつ複合化した支援ニーズに対応するため、介護、障がい、子どもおよび生活困窮に関する包括的な相談支援体制の整備や参加支援（社会とのつながりや参加の支援）等による地域福祉の推進が掲げられ、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業（重層的支援体制整備事業）が創設されました。

(5) 介護保険法の一部改正（令和2年度）

前項の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、介護保険法の一部改正がされ、市町村には、以下の事柄が求められています。

1. 福祉サービスに関する施策等を包括的に推進するに当たっては、「地域共生社会」（地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会）の実現に努めること。
2. 認知症の予防等に関する調査研究の活用等に努めるとともに、地域における認知症者への支援体制の整備等施策を総合的に推進すること。また、認知症者が、地域社会において尊厳を保持しつつ、他の人々と共生することができるように努めること。
3. 介護保険等関連情報等を活用し、地域支援事業の適切かつ有効な実施に努めること。
4. 市町村の介護保険事業計画に、介護従事者の確保や資質の向上、業務の効率化に関する事項、認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の入居定員総数について定めるよう努めること。また、人口構造の変化の見通しを勘案して、計画を作成すること。



2 計画策定にかかる「基本指針」

近時の法改正等を受け、さらに、国の社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、市町村の介護保険事業計画策定にかかるガイドラインである「基本指針」においては、以下の7つの事項の記載を充実させることが示されています。（社会保障審議会 介護保険部会（第91回） 令和2年7月27日より）

1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025年・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

2) 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

4) 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7) 災害や感染症対策にかかる体制整備

- 近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載



3 第7期計画（平成30年度～令和2年度）の総括

第7期計画期間は、「地域包括ケアシステムの推進体制」と「3つの基本目標」を定め、重点事業については、PDCAサイクルを意識した進行管理に取り組みました。また、取り組みの成果を測り、基本理念の実現を目指すため、「アウトカム指標」を設けて評価しました。

(1) 第7期計画の進捗状況（令和元年度実施状況まで）

各年度の進捗状況の把握・評価については、数値指標を定め、到達度で評価しました。

指標の到達度	75%以上	「十分達成できた」
指標の到達度	50%～75%未満	「概ね達成できた」
指標の到達度	25%～50%未満	「やや不十分だった」
指標の到達度	25%未満	「不十分だった」

地域包括ケアシステムの推進体制

○「地域の課題及びニーズの把握、分析」について「地域包括ケアシステム推進委員会」及び「地区推進会議」を開催し、十分達成できました。

基本目標1 「介護予防・生活支援」

○住民主体の介護予防の取り組みである「市川みんなで体操」の、参加者数及び拠点を増やすことに取り組み、十分達成できました。また、「いきいき健康教室」の参加者数についても、十分達成できました。

○介護予防・生活支援サービスの体制整備は、協議体の設置と会議開催を実施し、地域活動の担い手養成研修に関する各種研修は、研修受講者を増やすことができ、いずれも十分達成できました。

○生涯学習環境の充実については、「長寿ふれあいフェスティバル」の参加人数を増やすことができず、概ね達成となりました。地域活動の振興については、「いきいきセンター」の新規登録数を増やすことができ、十分達成できました。

○高齢者の権利擁護と措置に関しては、成年後見制度に係るPR・啓発のための研修を開催し、十分達成できました。また、高齢者虐待への対応は、相談対応件数において、消費者被害の防止は、研修開催回数において、いずれも十分達成できました。

基本目標2 「医療・介護」

- 在宅医療・介護連携の推進については、連携の推進に資する会議開催日数、退院時の支援件数、研修に参加する高齢者サポートセンター数、住民対象の講演会開催数において、いずれも十分達成できました。
- 認知症施策の推進については、「認知症地域推進員」の高齢者サポートセンターへの配置数と相談件数、高齢者サポートセンターによる「認知症カフェ」開催支援数については、十分達成できました。「認知症サポーター養成講座」の開催回数は、令和元年度は目標に届かず、概ね達成となりました。
- 介護保険サービスの質の向上について、介護給付等費用適正化事業の「ケアプラン点検」等は十分達成できましたが、「認定調査員研修」については、令和元年度の受講者数が目標の半分以下となり、やや不十分となっています。なお、「介護相談員派遣事業」の派遣人数や受入れ事業者数、また、介護支援専門員（ケアマネジャー）からの相談件数や、研修会等の開催件数については、十分達成できました。
- 地域ケア会議の充実は、「地域ケア個別会議」の開催数において、十分達成できました。また、高齢者サポートセンターの機能強化と相談窓口の充実は、関係機関等とのネットワーク会議への出席数において、十分達成できました。
- 介護人材確保については、「介護職員初任者研修」「介護福祉士実務者研修」の費用助成件数において、十分達成できました。

基本目標3 「住まい」

- 安心安全対策の推進の観点から、「避難行動要支援者名簿」の登録者数を増やすことに取り組みましたが、目標に届かず、やや不十分となりました。

【総括】 基本目標1及び2については、「十分達成」となった事業が多い中、介護給付等費用適正化事業の「認定調査員研修」は、令和元年度の受講者数が目標の半分以下となり、評価は「やや不十分」となりました。今後は、新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、実施方法を見直し、より高い研修効果が得られるよう取り組み組めます。

基本目標3については、「避難行動要支援者名簿」の対象となり得る方に、積極的にアプローチをして登録を増やす取り組みを実施しました。また、基本目標に対して複数の指標で進行管理ができるよう、第8期計画策定時に施策体系の見直しを行いました。

(2) アウトカム指標の状況

年度ごと、または計画期間内での取組みの効果を測るため、アウトカム指標による評価を行いました。事業や取組みの実施状況に影響を受ける「中間アウトカム」と、「中間アウトカム」に影響を受け、さらに先にある基本理念につながる「最終アウトカム」とに区分しています。

中間アウトカム

《概ね十分な成果が得られた項目》

○ 多職種連携の実現

…多職種連携システムによる情報共有や地域ケア個別会議の参加職種等

○ 相談及び支援基盤の構築・強化

…高齢者サポートセンターの総合相談件数や成年後見の相談件数等

○ 高齢者の状態にあった支援の実現

…認知症初期集中チームの支援による医療・介護導入や改善した割合等

《十分な成果が得られなかった項目》

○ 高齢者の健康づくり・介護予防の推進

…「閉じこもり」「会・グループへの参加」「運動機能」「転倒」「認知症」のそれぞれについて、リスクを抱える高齢者の割合（市民等意向調査の結果分析による）

○ 多様な担い手や社会資源の確保及び育成

…「地域活動の担い手養成研修」修了者の地域活動実施団体への登録率

○ 要介護状態の予防・重度化防止の実現

…要介護認定の変化率（改善率）について平成28年度実績との比較

○ 地域での支えあい、認め合う仕組みの構築・円滑な運営

…「認知症カフェ登録数」および「認知症サポーター養成講座参加者数」

【総括】 主に医療介護連携や相談支援については、取組み成果が確認できました。引き続き、強化に取り組んでまいります。十分な成果が得られなかった項目については、元になる事業の実施方法等を見直し、改善に取り組めます。

最終アウトカム

① 健康寿命の延伸			
指標	28年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 【目標値】	評価
65歳以上新規認定者の平均年齢	79.0歳 (上昇)	80.7歳	上昇という目標を達成できている。

② 住み慣れた地域・居宅での自立した生活の維持・継続			
指標	28年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 【目標値】	評価
生活支援サービス等の充足度	13.4% (上昇)	17.3% 【35%】	上昇しているが目標値には達していない。
高齢者の在宅における看取り率	6.2% (上昇)	13.8%	上昇という目標を達成できている。

③ 生きがいと尊厳の保持・向上			
指標	28年度実績 (目標の方向性)	令和元年度実績 【目標値】	評価
主観的幸福感の高い高齢者の割合	78.9% (上昇)	84.3% 【84%】	上昇しており、目標値に達している。
主観的健康感の高い高齢者の割合	54.8% (上昇)	62.7% 【66%】	上昇しているが、目標値に達していない。
生きがいを感じている高齢者の割合	42.6% (上昇)	38.5% 【57%】	上昇しておらず、目標値に達していない。

【総括】 6項目のアウトカムのうち、目標達成できているものが3項目、未達成が3項目あります。未達成のうち、「生きがいを感じている高齢者の割合」は、以前と比べ状況が悪化しているため、特に、取組みを強化する必要があると考えられます。

4 市民等意向調査からの課題

令和元年12月から令和2年1月にかけて実施した市民等意向調査の結果から、以下の通り課題整理しました。なお、調査の概要と主な調査結果は、巻末に記載しております。

(1) 介護予防・生活支援

課 題

- 要支援認定者及び総合事業対象者では、「骨折・転倒」や「高齢による衰弱」が原因で介護・介助が必要になった方が多いことから、対策が必要です。
「過去1年間に転倒した経験」のある方は、要支援認定者及び総合事業対象者の半数以上を占めており、要介護等認定を受けていない高齢者でも、2割を超えています。介護予防活動への参加促進や、バリアフリー環境の整備を図ることで、転倒を予防し、転倒の不安を解消する必要があります。
- 外出を控えている方は、その理由に「足腰などの痛み」を挙げる方が最も多く、閉じこもり防止の観点からも、痛みの軽減や、近所で利用できる交通手段等の充実を図る必要があります。また、外出の理由として、「通院・買い物」が多いことから、外出の代替となる手段を充実させていくことも必要です。
- 「介護予防の通いの場」への参加は、要支援者及び総合事業対象者で多く、要介護等認定を受けていない高齢者は、ごくわずかにとどまっています。一方、「スポーツ関係のグループやクラブへの参加」は、2割程度あり、自身で健康づくりに取り組んでいる方も多いと考えられます。
- 住民主体の健康づくり活動や趣味等のグループに対する参加意向は高く、企画・運営（お世話役）としての参加意向も一定程度あり、参加を後押しする仕組みが必要と考えられます。

課題

- 収入のある仕事をしている高齢者は、約3割程度であり、働けるうちはいつまでも働きたいという方が最も多く、仕事は「生きがい」の理由の上位にも挙がっています。介護予防の観点からも、仕事やボランティア等、役割を持った社会参加を促進することが有効であると考えられます。
- 要介護者が、普段の生活での困りごとについて、家族や介護サービス以外を頼りにしている割合は高くなく、介護者の負担を軽減したり、一人暮らし高齢者等を支えるために、近所の支え合いや生活支援サービスの利用を拡充することが課題です。
- 在宅で介護を受けている方が、今後の在宅生活を継続するために必要と考えている生活支援は、外出同行（通院・買い物など）、移送サービス（介護タクシー等）、掃除・洗濯、見守り・声掛けなどが多くなっています。こうしたサービスの提供体制を確保することや、円滑に利用できる仕組みづくりが必要です。
- 要介護等認定を受けていないひとり暮らし高齢者は、多くの方は外出頻度が高く活動的な様子がかがわれます。一方で、「1週間のうちで誰とも話をしない日が6日以上ある」方や「毎日孤独を感じる」方が5%程度おられ、懸念されます。
- 「見守り」に対する意向は、ひとり暮らし高齢者に限らず4割程度あり、「地域の方による訪問」や、「ごみ出し等の生活支援と併せて受ける見守り」等、希望する見守りの方法は様々です。心の健康や介護予防の観点から、また、万一異変が起こったときの対策としても、地域で気軽に声をかける仕組みづくりや、見守り体制の充実が必要です。

(2) 住まい・医療・介護

課 題

- 住まいへの定住意向について、「可能な限り今の住まいで生活したい」と回答された方の割合は、要介護認定者、要支援認定者、高齢者一般ともに8割を超えていることから、定住意向は高いと考えられます。住まいの確保に関して、保証人がいない等の課題を抱えている方も一定数いるため、支援が必要です。
- 今後の生活に対する考え方については、「老人ホーム等の施設に入ることもやむを得ない」が最も多く、「寝たきりになったり物忘れの症状が重くなっても、最後まで自宅で暮らしたい」は、要介護認定者で3割、それ以外で2割程度と低く、在宅で介護を受けて生活することへの不安があると考えられます。

医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、引き続き、施設サービスの整備を進めると同時に、在宅サービスの充実や、医療と介護の一体的提供を推進していくことが課題です。
- 要介護認定者の介護保険サービスに対する満足度について、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「通所介護」「福祉用具貸与」では、「満足」の割合が8割を超えており、居宅サービスの満足度が高い一方、「短期入所」や一部の地域密着型サービスの満足度は、やや低くなっています。
- 在宅でサービスを受けている方の8割以上が、家族や親族からの介護を受けています。認知症の方の介護者が回答した「介護で大変なこと」は、「ストレスや精神的な負担が大きい」が最も多く、次いで「家を留守にできず、仕事や社会的活動が制限されること」となっています。
- 介護人材については、特に訪問系の事業者から不足の声があり、採用困難が主な理由と見られます。市に望む施策としては、「介護職のイメージアップに向けた施策の実施」「マッチング支援」の割合が高くなっています。

**【調査結果の掲載について】**

- 市民等意向調査の概要及び結果については、一部を P.138 以降に記載しています。
- 市の公式 web ページで公開しています。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/wel01/1211000003.html>

市川市 高齢者計画 市民等意向調査

